

事 務 連 絡
平成 2 1 年 1 0 月 5 日

各 検疫所 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（平成 2 1 年 6 月 4 日付食安発第 0 6 0 4 0 0 3 号）」の訂正について

標記について、誤りがありましたので、下記のとおり訂正します。

記

【正】

参考

1. ○：平成 21 年 6 月 4 日施行

●：平成 21 年 12 月 4 日施行

残留基準値（改正後）の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、オキシリニック酸において残留基準値（改正後）の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示 370 号）第 1 食品の部 A 食品一般の成分規格の項 1 に示す「食品は、抗生物質又は化学合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。

【誤】

参考

1. ○：平成 21 年 6 月 4 日施行

●：平成 21 年 12 月 4 日施行

残留基準値（改正後）の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。